

第2回徳島市男女共同参画プラン推進評価委員会会議録（要旨）

日 時 令和2年9月18日（金） 14：30～16：30
場 所 アミコミーティングルーム
出席者 8人（委員6人、事務局2人）

1 開会

2 議事

（1）各施策に対する評価について

（委員長）

それではまず、【基本方向Ⅰ 人権の尊重と男女平等の意識づくり】から見ていきます。基本目標1（No.1～4）は、講演会や研修会、各種情報提供など市民への意識啓発に関わる事業で、基本目標2（No.5～8）は、教育・学習の充実に関する事です。これらについて、何かご意見はございませんか。

No.3「男女共同参画情報誌「シンフォニー」の発行」についてはいかがでしょうか。シンフォニーとは小さな冊子で、令和元年度は財政上の問題で発行されていないということですが。

（A委員）

財政上の問題で発行できなかったというなら、まさに、もうみなさんの意見はまとまっていると思う。必ずしも紙にこだわらず、Webだと財政上の問題はないし、より多くの人に見てもらえる可能性もあると思います。

（委員長）

意見はそろっていて、Web上でというのが皆さんの意見です。

（B委員）

我々の年代だと紙だと安心できる。でも、案外見てくれていない。効果的でお金がかからない方法あれば、いいような気がします。

（C委員）

どういったところに配布していたのですか。

（事務局）

市の関係機関や登録団体などに送付していました。財政的に厳しく、冊子の発行はできま

せんでしたが、ご意見をいただいているので、今後検討したいと考えています。

(D委員)

シンフォニーをいただいていたのですが、他であまり目にすることがなかったです。

(事務局)

市の施設や出先機関などにも配布はしていたのですが。

(委員長)

個人にも送ってきてくれていたと思います。

(B委員)

送料がかかるし、男女共同参画の講演会とか研修会で配布してはどうかと。興味をもってきてくれている人に配るとか。不特定多数では無駄ではないでしょうか。

(E委員)

財政上の問題というのであれば、もう一回予算をつけるのは難しいと思う。

(委員長)

Webはできるのですか。

(事務局)

ホームページ上に掲載はできると思います。今後検討していきたいと思います。

(委員長)

NO. 6「すくらむ学級の開催」についてはいかがでしょうか。

(事務局)

公民館の方で実施している事業で、婦人学級ということで始まったものです。

(B委員)

すくらむ学級に参加したことがあります。困った末に、この講師、この事業になったと感じました。よく似たものをしているよなと思いました。

(D委員)

すくらむ学級もふれあい学級も、出ている人は同じ人、両方出ています。

(E委員)

一回整理をして、まとめるというのも方法ではないでしょうか。

(B委員)

すくらむ学級も高齢者が多いです。

(D委員)

合同でする場合もありますね。

(委員長)

人権の方で1年に1回実施している人権研修会もありますよね。扱う部署ちがうのか、ちよっとわかりにくい。同じところに決めていればわかりやすいのではないのでしょうか。

(B委員)

市にも行政改革の部門を設けて行えばよいのではないのでしょうか。

(委員長)

次に、基本目標3、4（No.9~16）については、「DV防止基本計画」も兼ねておりますが、いかがでしょう。

NO.16「関係機関によるネットワーク会議の開催」ですが、どういうふうなことが行われているのですか。

(事務局)

女性センターでは、女と男の生き方相談、さわやか窓口相談室では心の悩み相談、子育て支援課や高齢福祉課など、市の機関で相談事業をしているところが参加しています。違うところへ繋いでいくにしても、人を知らない。相談の解決には、ネットワークが重要だと考えています。

(B委員)

縦割りの弊害もありますし。

(委員長)

今までは、女性がメインでしたが、男性の相談とかもありますか。

(事務局)

男性も電話とか面談とか、最近増えてきています。

(A委員)

会議というのは、行政っぽいですね。オンラインとかテレビ電話とか、市にあればですが。打合せより顔合わせというか、ランチミーティングのようなものでも良いのではないのでしょうか。

(B委員)

形骸化しないことですね。会議をやりましたというのではなく、ケース会議のようなものが有効的ではないのでしょうか。

DVに関しては、若い子、高校生や青少年は、DVの意識のないままでいるような気がします。これもDVだというように、若い人にも目を向けてはどうでしょうか。

(A委員)

デートDVで、自分が被害者とわからないままつきあっているとかもあるので、こういうのがDVですよ、ここに電話してくださいとか。ここに相談したらどうですかとか、トイレに貼ってたりしますね。

(委員長)

それでは次に、【基本方向Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進】に移ります。まず、基本目標5、6（No.17～25）ですが、政策決定や経済・産業分野における女性の参画を拡大するもので、「女性活躍推進計画」を兼ねております。これについて、ご意見をお願いします。

NO.17「市の審議会等における女性委員の割合」については、いかがでしょうか。

(E委員)

このまま放っておくとそのままですよ。誰かがこうしなさいというとか。女性市長になったこともあるし、最低何人とかにするとかはどうでしょう。

(委員長)

ぜひトップダウンをお願いします。

(B委員)

委員が代わるとき、代わり目に女性にするとか、何か、しくみ、仕掛けがないとかわらないですよ。

(委員長)

NO. 18「本市における女性職員の管理職に占める割合」については、いかがでしょうか。市では何人ぐらいいるのでしょうか。

(B委員)

これは、課長以上ですか。

(事務局)

課長級以上です。係長以上の職員が増えてこないと難しいかと。

(C委員)

下の方の人は、子育て世代で難しいのではないですか。

(事務局)

そこが男女共同参画を進めていかなければならないところかと。子育てや介護なども女性だけがするのではなく、男性にも参加してもらって。

(C委員)

子育ては、体力的にもしんどいのでは。

(B委員)

子育ての時期、女性でなければならないのは、一定の期間だと思います。

(委員長)

年数や経験できる機会を作らないといけないのではないのでしょうか。学校の先生方も試験を受けたがらないとお聞きしましたが。

(B委員)

男性教員は、若い時から何とか主任と学校全体を動かすような訓練がされています。日常的に女性は、指示を受ける方にまわってしまっている。管理職になる意欲、力、機会がどんどん少なくなっている。結果的に、管理職試験を受けたくないとなってしまっています。

(委員長)

行政の方も、いろんな役職を与えて経験できるように。経験されていないところが問題点かなと思います。

(委員長)

NO. 20「女性認定農業者数」については、いかがでしょうか。女性認定農業者はどうやって、はかっているのですか。

(事務局)

認定を受けた認定者数です。

(B委員)

世帯主が多いのでしょうか。世帯主に男性が多いから女性の数が少ないのでしょうか。

(事務局)

そういうこともあるかもしれません。

(委員長)

認定農業者のメリットは何ですか。

(事務局)

認定農業者には、融資とか補助金、税制面などでメリットがあります。

(B委員)

農家の代表の方に認定されると、当然男性となりますよね。田畑をいくらしているとか、このような作物は認めないとか、認定に規定があるのでしょうか。

(事務局)

農業経営改善計画を出して認定を受けることとなっています。

(委員長)

NO. 21「女性農業委員の割合」については、いかがでしょうか。農業委員も男性社会ではないのでしょうか。行政側から女性をと伝えることができるのでしょうか。

(事務局)

農業者は、世帯単位で経営体となっていることも多く、経営主は男性が大部分を占めています。

(委員長)

次に、基本目標7、8（No. 26～32）については、いかがでしょうか。

NO. 31 市民防災研修会 女性参加割合については、どうですか。元年度は女性が減っていますが、どういうところに声掛けをしているのでしょうか。

(事務局)

市の広報とかでお知らせしていると思います。

(委員長)

そもそも男性が多いところに、ジェンダーとか女性講師の登用が生きてくるのではないかと思います。

(委員長)

東日本大震災の時は、すぐ隣が男性だったので、テープを貼って間をあけたとか、高校生も下着を着替えるのに困ったとかいう話を聞いたことがあります。マップ作成も必要ですが、細々としたところの配慮も必要だと思います。男女共同参画の視点としての防災があれば。

NO. 32 「徳島市の女性防災士人数」については、いかがでしょうか。

(委員長)

市が養成していないですね。大学とかでやっていますよね。

(事務局)

講習は徳島大学等で行っています。

(B委員)

例えば、何回か講習すればよいとかですか。

(事務局)

防災士は、日本防災士機構認証の研修機関で講習を受講し、資格試験を受験することとなっています。

(D委員)

広報はしているのですか。

(E委員)

資格を取るメリットは何ですか。

(事務局)

災害時に地域などで、救助や避難活動に対応、協力をお願いすることになります。

(委員長)

行政が広報していますといっても、なかなか難しいですね。

(委員長)

それでは次に、【基本方向Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり】に移ります。まず、基本目標9、10（No. 33～43）は、就業分野での共同参画、あるいは仕事と家庭生活の両立支援に関するもので、「女性活躍推進計画」も兼ねています。

また、基本目標11（No. 44～46）は、地域における共同参画を推進するものです。いかがでしょうか。

NO. 34「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金受給者数」については、どうでしょうか。周知ということに皆さんの意見が収束されているように思いますが、どういう資格を取得できるのでしょうか。

(事務局)

看護師、保育士、歯科衛生士、理学療法士などの資格が対象となっています。制度は全国的で、資格はそれぞれの自治体によって違うようです。

(委員長)

資格取得のハードルが高そうな気がしますが。

(A委員)

1年以上働けないとなると応募できる人、できない人が出てくるのではないのでしょうか。親元で暮らすとかでないといけないかも。

(事務局)

広報も行っていますし、去年度は、30人の実績もありますし、やはり年度の状況で増減があるのかもしれませんが。

(B委員)

ひとり親に対しての色々な方面から、色々な制度もあるし、それをうまく使っていけば良いのでは。コロナの状況下、1年以上の勉強というのも難しくなっていると思います。

(委員長)

NO. 44「男性のためのいきいき家庭生活講座の参加者数」についてはいかがでしょうか。財政上の問題ということですが。

(事務局)

計画当初とは状況もかわってきており、ご意見を参考に今後考えていきたいと考えています。

(委員長)

オンライン料理教室というのはどうですか。

(事務局)

講師をお願いしたり、オンラインの準備など、経費は必要となります。

(委員長)

NO. 45「消費生活講座の男性参加者割合」については、いかがでしょうか。

(B委員)

この予算はカットされていないのですか。

(事務局)

担当は、消費生活センターなので、消費生活に関する色々な講座を実施しています。その講座への男性の参加人数の割合です。

(B委員)

「リフォーム講座」というのは、編み物や裁縫なんですね。DIYとかのリフォームかと思いました。断捨離とかも良いのでは。

(委員長)

講座の内容も時代なども考えて検討してみてもどうでしょうか。

(委員長)

次に、【基本方向Ⅳ 心豊かに暮らせるための生活環境づくり】に進みます。基本目標12、13（No.47～56）は、誰もが心豊かに暮らせる社会を目指すものです。これについて、ご意見をお願いします。

NO. 55「特定健康診査受診率」については、いかがでしょうか。30%というのは、低いですねえ。

(事務局)

周知広報も、広報とくしまや国保だよりなど、だいぶされています。ポイント制はというご意見もありますが、がん検診と両方受診すれば、抽選で商品券もあたります。目標値は、国の指標を目標値に設定しています。

(B委員)

いろいろな取組をされていますが、コロナ禍では、検診にもいかないのでは。ポイントには敏感ですよ。

(E委員)

キャッチフレーズ、こういう人は必ず受けようとか、受けないとこうなるとか示してはどうですか。

(B委員)

松山などは、路面電車に標語を書いて走っていますが、良い標語が書いてあります。徳島市は、市バスとかに載せるとかはどうでしょうか。

(D委員)

医療機関で言われたら検診するようになるのではないのでしょうか。

(委員長)

ポスターを掲示するとかも良いですね。

(B委員)

〇〇をゲットしよう~とか、考えていただいて啓発してはどうでしょうか。

(A委員)

検診を受けていない人、受けた人で、発症がこれくらい違うとか、重度になった人がこれくらい違うとか、データで示していかないと。こうなんですよ~と言うだけではなかなか受診に至らないのではないのでしょうか。

(B委員)

メリットを宣伝しないとけませんね。

(A委員)

裏付けがあると効果的です。数字にしないとわからないのでは。

(B委員)

徳島大学の先生が、〇〇運動とか体操とかいうのをされていて、県外でも取り入れているところがある。市全体でも、積極的に取り入れて、市民全体が健康になっているとか、流行していけばよいのではないのでしょうか。風土ですね。

あれもこれもしていたら成果が上がらないですよ。集中と選択で、この3年間は、ここへ全力投球するとか、効果的に実施してほしいですね。

(A委員)

1年間か1日か何分歩いたかチェックして、歩いた人にお金を払ってあげるというのも聞いたことがあります。コスト削減とか、先進的で真似できるものを研究してみてもどうですか。

(B委員)

ムーブを作らないといけませんね。

(委員長)

それでは最後に【男女共同参画実現のための仕組みづくり】についてです。これは、市役所庁内の推進体制や市民、関係団体等との協働の推進に関する施策ですが、ご意見をお願いします。

NO.57「男性市職員の育児休業取得率」については、いかがでしょうか。

(A委員)

割合というのは、育児休業を取った人の中でなのか、目標が8%という少ない数字の中で、育児休業を取るというのは勇気のいることですよ。目標値とかも、80とか大きくしないといけないのではないですか。風土を変えていかないと、少数派では、取ったら罪になってしまうとか思ってしまいますよね。

(委員長)

女性だけが取るのではなく、取らないといけないという風になっていかないと。

(E委員)

パーセントというのは、子どもが生まれた人の中で男性が取った率ですか。

(事務局)

そうですね、対象職員のうち男性職員が取った数です。

(委員長)

取りやすい雰囲気にするとか、年休消化のように取らないといけないようにしないと
ですかね。審議員と同じで決めないといけないかもしれないですね。育児も男性に経験し
てもらわないといけないですね。

(委員長)

NO.61「市民協働事業数」については、いかがでしょうか。

(B委員)

クラウドファンディングは、小さな活動をしている人には、ハードルが高いのではない
ですか。300万円とかではなかったですか。

(事務局)

去年度のクラウドファンディングの上限は200万円でしたが、クラウドファンディ
ング以外にもコースがあります。

(委員長)

委員の皆様からは、様々なご意見をいただき、ありがとうございました。そろそろ予定
時刻が参りましたので、これで「施策に対する評価について」を終わらせて頂きます。貴
重なご意見をありがとうございました。

(2) その他

3 閉会

以 上